

# 要 望 書

平成28年10月21日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

東京H I V訴訟原告団  
大阪H I V訴訟原告団

## 化血研の事業の今後についての緊急要望

昨年、一般財団法人化学及血清療法研究所（以下「化血研」）が、長年にわたり血漿分画製剤を承認書とは異なる方法で製造していながら、その事実を隠蔽していたことが発覚し、本年1月、医薬品医療機器法に基づいて110日の営業停止処分を受けた。

営業停止処分が満了し、化血研は各製品の製造、販売を再開したが、この状況下において、同所に関わる事業譲渡の話題が一部メディアで報道された。

そもそも血漿分画製剤をふくむ血液製剤、さらには血液事業の問題については、薬害H I V事件発生のもとの主要因として、原告団が非常に強い関心を持ってきた。平成13年の「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」制定の際にも、われわれは強く働きかけを行い、その後も薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会の委員として積極的に発言、関与してきたところである。

化血研の事業は、特に血漿分画製剤の開発、製造、販売において、日本の血液事業の大原則である献血による血液の国内自給達成に向け、極めて大きな役割を担っている。原告団としては、それが今後いかなる事業体のもと、いかなる血液事業への意識で行われるかを注視しているところである。

一部報道によれば、厚生労働省は化血研の事業を企業に譲渡するよう求めているとのことだが、原告団に何らの相談もなく厚生労働省がそのような方針を固めているとすれば、われわれは驚きを禁じえない。旧血液事業の展開のもと、同じ被告の立場で薬害エイズ訴訟の加害責任を負った化血研と厚生労働省であるからには、被害者たる原告団の意向抜きには対処しがたい重要事項のはずである。本年5月に行われた大臣協議でも、安全な製剤の安定的な供給に向け、化血研の事業が今後どのように展開されるか、原告団と相談しながら進める旨を要求したところである。

化血研の事業の将来については、密室での指示、規定ではなく、第一に原告団と対応を協議し、そのもとに関係者の意見も踏まえ、厚生労働省が調整役となり、血液事業をはじめ様々な国策にかなうような形での解決を強く望むものである。

これを踏まえ、以下の2点を要望する。

- ・ 化血研の事業の将来について、厚生労働省として何らかの見解・計画があるのであれば、まず原告団に周知のうえ、協議の場を設けられたい。
- ・ 化血研の事業が適切に進められるべく、原告団の意見をも聴取しつつ、厚生労働省として調整に当たられたい。